



地域との交流が 一番大事だと思っています！

はんがい まさひろ
半谷 公弘さん(杉水)

あけましておめでとうございます。今回は、人権啓発推進委員として人権尊重のまちづくりに取り組んでいる半谷公弘さんに話を聞きました。

人権啓発推進委員を始めたきっかけは何ですか？
人権啓発推進委員は、さまざまな差別に対する問題の解消を図る目的で、町や関係団体に啓発・助言を行っています。
私は、福島県で生まれ、熊本には平成2年から、13年間、当時の三菱電機熊本セミコンダクタ(株)の社長として勤めました。平成8年に、熊本市から大津町に移り住みました。自然が豊かで緑が多く、水がおいしい。生活の利便性が良いのが魅力でした。転入当初は不安でしたが、地域の会合や清掃作業などを重ねるうちに、地域の人に温かく迎え入れられ、不安は居心地の良さに変わりました。そんな中で、委員推薦の相談があり、以前から人や地域との交流が大事だと思っていたので、「これはチャンスだ」と快く引き受けました。今年5月から委員活動を始めましたが、他にも「南杉水人権のまちづくり協議会」という組織にも加入しています。交流部会の会員として、からいもなどを作りながら楽しく活動しています。

人権啓発推進委員を始めたきっかけは何ですか？
2回は実施しました。私は、社員に対して、会社が差別のない公正な職場であるという意識の中で、安心して仕事をさせたいと考えていました。からね。もちろん社員の「能力」は必要ですが、人権問題を研修すること、社員間の信頼・連携・協力体制の基礎を築くことだと思っています。健康で仕事に喜びと誇りをもてる職場環境であれば、その会社の発展につながると思います。
「人権のまちづくり」をどのように考えていますか？
「人は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」これは、福沢諭吉の名言です。人は生まれながらに自由と平等の権利があり、誰からも侵害を受けることはありません。自分自身で「差別」に対して理解・納得しながら、社会全体が充実した住みよいまちになることを本心から願っています。これから努力していきたいと思っています。

プレゼント！
吉野さんの心のこもったサイン色紙を5人にプレゼント！
これがあれば、子育てがうまいくいこと間違いなし！
「住所」「氏名」「広報おおつ」の感想を記入して
〒900-0002
大津町役場 サイン色紙プレゼント係まで

人権を考える みんなのつどい
12月6日町文化ホールで、吉野由美さんが「子育て奮闘談」を熊本弁で披露しました。
「子どもはいつだって親を見ているし、試している」「どんな話でも徹底的に聞いてあげてください」。子どもを温かく成長を見守る涙と笑いの子育てトークに、「ほめることの大切さを再認識した」などたくさんの方の共感の声がありました。
また、中沢堅司さんが大津町の人に素敵な歌を披露しました。



子どもと温かい、楽しいひとときをブックスタート

絵本を通して、赤ちゃん和大人に触れ合いの時間をもってもらおうという取り組みです。大津町では、6～7ヵ月健診のときに絵本のバッグを渡しています。

「まだ0歳児に絵本は早いのでは？」と思った人もいるかもしれませんが。ブックスタートは絵本を読むことが目的ではなく、温かく楽しい時間を持つことが目的です。赤ちゃんを抱っこしてやさしく語りかける…そんなゆっくりした時間は、忙しい日常の中ではなかなか作れないのではないのでしょうか。赤ちゃんと一緒に心休まる時間を体験して欲しい…それが、大津町ブックスタートの願いなのです。



図書館から来て説明してくれます



この中から2つ選んで、バッグに入れてお渡しします



保護者の感想

いろいろな本を教えてもらえてよかったです。絵本は、子どもとコミュニケーションをとる手段として使いやすいですね。一緒に楽しめる良いきっかけができました。



ボランティアによる読み聞かせ

ブックスタートの問い合わせ おおづ図書館 ☎(294)8011

お知らせ

1月中旬に、オーエンズアクションプランのニーズ調査を行います。町内の児童の中から無作為に約2,000人を抽出して調査書を送付します。ご協力をお願いします。



将来、年金を受給するためには、年金保険料の納付が必要です。

- 年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたの納める保険料が、高齢者世代の生活を支えています。また、同時にあなたや家族が将来年金を受け取ることができるよう保険料は忘れずに納めましょう。
- 国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときには障害基礎年金が、生計を維持している人が亡くなったときには残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。保険料を納付期限までに納めなければ、このような年金給付を受けられないことがあります。
- 納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けとることができなくなったりする場合があります。保険料は、社会保険庁から送付される「納付案内書」で、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストアなどで納めてください。
- 将来の一定期間の保険料をまとめて納める前納制度があります。前納は、割引があって大変お得です。
- 口座振替にすれば、指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます。一度手続きするだけで、毎月金融機関などに行く必要がなくなり、納め忘れもありません。さらに、一括前納（1年前納、半年前納）を口座振替にすると割引額が有利になります。

■問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261